

令和3年7月定例
四万十町教育委員会
会議資料

日 時： 令和3年7月13日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 題
 - ① 承認第1号 専決処分の承認について（四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の改正）
- 5 協議事項
- 6 報告事項
 - ① 報告第1号 四万十町保育所等における苦情解決に関する要綱について
- 7 その他
 - ① 文化的施設意見公募について
 - ② 運動会・体育祭への出席について
 - ③ 四万十町教育委員会学校訪問の総括について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 佐々倉 愛、 岡 澄子
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 岡 英祐、 東 孝典、 田邊 昌子

承認第1号

専決処分の承認について

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の改正について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年7月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の改正について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和3年6月16日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町教育長告示第13号

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年6月16日

四万十町教育長 山脇 光章

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する告示

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱（令和3年四万十町教育長告示第8号）の一部を次のように改正する。
様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

四万十町教育長 様

申請者(保護者) 住所 _____

氏名 _____ (印)

生年月日 _____

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書

四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請し、補助金の交付を請求します。

なお、申請にあたり、教育長が私(下記の児童又は生徒を含む。)の住民基本台帳の情報を確認することについて同意します。

記

1 対象児童又は生徒の通学する学校名及び氏名

(学校名) _____

(氏名) _____

2 交付申請・請求額 _____ 円

ヘルメット購入額 (消費税及び地方消費税 を含む。)	補助率	補助金額 (2,000円が上限です。)
円	1 / 2	円

(注) 領収書の写しを別紙に添付してください。

(振込先) 金融機関名	支店名	預金種類	口座番号	口座名義人
				フリガナ -----

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

四万十町通学生へルメット購入補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>○四万十町通学生へルメット購入補助金交付要綱 令和3年4月1日四万十町教育長告示第8号 (省略) (省略) (省略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>様式第1号(第5条関係) 四万十町教育長 権 申請者(保護者) 住所 年 月 日 氏名 生年月日</p> <p>四万十町通学生へルメット購入補助金交付申請書兼請求書</p> <p>四万十町通学生へルメット購入補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請し、補助金の交付を請求します。</p> <p>なお、申請に当たり、教育長が取(下記)の原簿又は生徒をきむ。)の任課基本台帳の情報を確認することについて同意します。</p> <p>記</p> <p>1 対象児童又は生徒の通学する学校名及び氏名 《学校名》 《氏 名》</p> <p>2 交付申請・請求額 円</p> <table border="1" data-bbox="1021 1388 1133 1836"> <tr> <td>へルメット購入額 (消費税及び地方消費税をきむ。)</td> <td>補助率</td> <td>補助金額 (2,000円が上限です。)</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>1/2</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>《注》領収書の写しを別紙に添付してください。</p> <table border="1" data-bbox="1149 1388 1260 1836"> <tr> <td>(様式先) 支店名</td> <td>預金種別</td> <td>口座番号</td> <td>口座名義人</td> </tr> <tr> <td>金融機関名</td> <td></td> <td></td> <td>2/2</td> </tr> </table>	へルメット購入額 (消費税及び地方消費税をきむ。)	補助率	補助金額 (2,000円が上限です。)	円	1/2	円	(様式先) 支店名	預金種別	口座番号	口座名義人	金融機関名			2/2	<p>○四万十町通学生へルメット購入補助金交付要綱 令和3年4月1日四万十町教育長告示第8号 (省略) (省略) (省略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>様式第1号(第5条関係) 四万十町教育長 権 申請者 住所 年 月 日 氏名</p> <p>四万十町通学生へルメット購入補助金交付申請書兼請求書</p> <p>四万十町通学生へルメット購入補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請及び請求します。</p> <p>記</p> <p>1 対象児童又は生徒の通学する学校名及び氏名 《学校名》 《氏 名》</p> <p>2 交付申請・請求額 円</p> <table border="1" data-bbox="1021 403 1133 828"> <tr> <td>へルメット購入額 (消費税及び地方消費税をきむ。)</td> <td>補助率</td> <td>補助金額 (2,000円が上限です。)</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>1/2</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>《注》領収書の写しを別紙に添付してください。</p> <table border="1" data-bbox="1149 403 1260 828"> <tr> <td>(様式先) 支店名</td> <td>預金種別</td> <td>口座番号</td> <td>口座名義人</td> </tr> <tr> <td>金融機関名</td> <td></td> <td></td> <td>2/2</td> </tr> </table>	へルメット購入額 (消費税及び地方消費税をきむ。)	補助率	補助金額 (2,000円が上限です。)	円	1/2	円	(様式先) 支店名	預金種別	口座番号	口座名義人	金融機関名			2/2
へルメット購入額 (消費税及び地方消費税をきむ。)	補助率	補助金額 (2,000円が上限です。)																											
円	1/2	円																											
(様式先) 支店名	預金種別	口座番号	口座名義人																										
金融機関名			2/2																										
へルメット購入額 (消費税及び地方消費税をきむ。)	補助率	補助金額 (2,000円が上限です。)																											
円	1/2	円																											
(様式先) 支店名	預金種別	口座番号	口座名義人																										
金融機関名			2/2																										
<p>附 則 この要綱は、公布の日から施行する。</p>																													

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年教育委員会規則第 4 号）抜粋

（委任）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- （1）教育行政の基本方針に関すること。
- （2）教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- （3）教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- （4）教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- （5）教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- （6）法第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。
- （7）法第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
- （8）幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- （9）教科書の採択に関すること。
- （10）教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- （11）重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- （12）教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- （13）文化財の町指定に関すること。
- （14）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第 3 条 教育長は、緊急の場合には、第 1 条各号に規定する事務を専決することができる。

（委員会への報告）

第 4 条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- （1）第 1 条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- （2）前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

報告第1号

四万十町保育所等における苦情解決に関する要綱について

四万十町告示第92号

四万十町保育所等における苦情解決に関する要綱を次のように定める。

令和3年6月18日

四万十町長 中尾 博憲

四万十町保育所等における苦情解決に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四万十町内の保育所（認可保育所に限る。）及び認定こども園（以下「保育所等」という。）が提供するサービスについて、保護者等からの苦情、意見又は要望に適切な対応を行うことによりサービスの改善を図り、保育所等の社会的信頼を向上させることを目的とする。

(苦情解決の体制)

第2条 保育所等に、それぞれ、苦情解決責任者（以下「責任者」という。）、苦情受付担当者（以下「担当者」という。）及び苦情受付相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(苦情解決責任者)

第3条 責任者は、苦情の解決を円滑に推進するものとし、当該保育所等の所長又は園長の職にある者をもって充てる。

2 責任者は、苦情解決に至るまで統括する。

(苦情受付担当者)

第4条 担当者は、保護者等が苦情の申出をしやすい環境を整えるものとし、当該保育所等の主任保育士及び主任保育教諭の職にある者をもって充てる。

2 担当者は、責任者の指揮監督の下、苦情の受付、苦情への対応経過の記録その他必要な事務を処理する。

(苦情受付相談員)

第5条 相談員は、苦情への対応における公平性、客観性及び社会性を確保し、適切な対応を図るため、地域からの信頼を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 相談員は、5人とする。

3 相談員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 町長は、相談員の職務の遂行に支障があると認められるときは、当該相談員を解

職することができる。

(苦情受付)

第6条 苦情受付は、担当者又は相談員が行うものとする。

2 担当者又は相談員は、苦情受付の際には、保護者等から次に掲げる事項について聞き取りを行うものとする。

(1) 苦情の内容

(2) 保育所等に要望する事項

3 前項の聞き取りを行った担当者及び相談員は、速やかに責任者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第7条 責任者は、保護者等との話し合いにより、苦情解決に努めなければならない。

2 苦情解決に必要な場合は、保育所等の所管課と協議を行うものとする。

(守秘義務)

第8条 相談員、責任者及び担当者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。